

日医発第 1558 号（健Ⅱ）（地域）（健Ⅰ）
令和 4 年 11 月 8 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・
保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡
がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本事務連絡は、今冬に新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエ
ンザの感染拡大により外来医療がひっ迫する可能性を踏まえ、職場や学校
等が新型コロナウイルス又は季節性インフルエンザに感染した従業員又は
児童等に医療機関等が発行する療養開始時の検査の結果を証明する書類や
診断書及び療養終了時の検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めな
いよう、地域の事業主団体又は企業等への周知を依頼するものです。

また、新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定された従業
員等の待機期間終了時や従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に
対して新型コロナウイルスの感染の有無を確認する場合にも医療機関等が
発行する検査陰性の証明書等や療養証明書（紙）の提出を求めないよう、
併せて依頼しております。

なお、同趣旨の協力依頼については、厚生労働省から日本経済団体連合
会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会（会員企業）及び関係省庁
（所管団体、行政機関等）、総務省から各都道府県の総務部局、経済産業省
から商工労働部局に対してなされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとと
もに、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供についてご高配の
ほどお願い申し上げます。

事務連絡
令和4年11月4日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る
医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今後、冬に向けて、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があることに加え、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が生じる可能性があることから、発熱外来をはじめとする外来医療体制について、これまで以上の強化・重点化を進めていくこととしています^{注1)}。こうした対策を効果的に実施できるよう、関係する団体・学会、経済団体、国・地方の行政機関が参加した新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース^{注2)}においても、「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」についてコンセンサスをいただいたところです。

上記対応では、「発熱外来のひっ迫等を回避するため、従業員又は生徒に医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないことについて、周知を行う。」とされています。

このため、厚生労働省から、下記の事項について、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会（会員企業）及び関係省庁（所管団体、行政機関等）に周知を依頼をしています。

幅広く周知を行う観点から、貴自治体からも、地域の事業主団体又は企業等に対し、下記の事項を周知していただくよう、ご協力をお願いいたします。

なお、別途、総務省から各都道府県の総務部局宛、経済産業省から商工労働部局宛にも同趣旨の協力依頼がなされるものであることを申し添えます。

注1) 「With コロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日）別紙「With コロナに向けた新たな段階への移行」中の「基本的考え方」(<https://corona.go.jp/withcorona/>)

注2) 「第2回新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」（令和4年10月18日）資料1「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001002374.pdf>)

記

1. 新型コロナウイルスについて

一 従業員又は児童等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等により、確認を行うこと。

二 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関や保健所が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により療養期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

※ 新型コロナウイルス感染症については、有症状の場合は発症日から7日間、無症状の場合は検体採取日から7日間（5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間）。

※ 有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間、感染リスクが残存することから自主的な感染予防行動を徹底すること。

三 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

四 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めることとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

2. 季節性インフルエンザについて

一 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。

二 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

以上